



株式会社 日新

NISSIN CORPORATION

TOKYO GENERAL OFFICE : No.5, SANBAN-CHO CHIYODA-KU, TOKYO 102-8350
OSAKA OFFICE:4-14, 3-CHOME, HIRANOMACH CHUO-KU, OSAKA 541-0046

2009年1月吉日

お客様各位

株式会社 日新
国際営業第一部
大阪営業第二部

ISF (10+2) について

平素は当社NVOCCサービスの運営にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。
ISF (Importer Security Filing) とは、米国向け並びに米国港経由第三国向け船積貨物（在来船等で船積されるBreak Bulk Cargoを除く）が対象となり、米国向け並びに米国港経由第三国向け本船への積み込みの24時間前までに、輸入者から米国勢回に必要な項目（下記要件）の申告が義務付けられたルールです。

ISFの申告要件は次のとおりです。
情報送信漏れが無いよう、ご注意ください。

(1) 米国向け貨物

【提出10項目と提出期限】

以下、米国向け本船への積込24時間前まで

1. 販売者様（輸入者と直接契約を締結している者）の名称及び住所
2. 買主様（米国における輸入者）の名称及び住所
3. 輸入業者登録番号/FTZ申告番号
4. 荷受人番号

以下、米国向け本船への積込24時間前までだが米国入港24時間前まで修正可能

5. 製造者/サプライヤー様の名称及び住所
6. 送り先（配送先）の名称及び住所
7. 原産国
8. 貨物のHTSUS番号（米国の6桁の統計品目番号）

以下、米国入港24時間前までのできるだけ早めに

9. コンテナ詰め（バンニング）した場所
 10. 混載業者（コンテナ詰めを行う或いはアレンジした事業者）の名称及び住所
- 上記の他、起用船社が提出するものとして以下2項目（プラス2）がございます。

- A. 船積み計画書
- B. コンテナ状況メッセージ

(2) 米国通過貨物

・FROB (Freight Remaining on Board) カナダ向け等荷揚せずそのまま米国を通過する貨物
・IE (Import to US and immediate Export) 米国港で積替え後、南米など第三国に向かう貨物
・TE (Cargo importing to US, transiting US for ultimate freight export) メキシコ向けなど保税運送後輸出する
上記のような米国を通過する貨物については、船社またはNVOCC等がCBP宛データを送信します。
データ送信に際して、必要に応じて荷主様より情報提供をお願いする場合がございます為、
ご協力いただけますようお願い申し上げます。

全ての項目につき本船への積込24時間前まで

1. ブッキングをした団体の名称及び住所
2. 外国の積み下ろし港
3. 貨物の引渡し場所
4. 出荷先の名称及び住所
5. 貨物のHTSUS番号

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当までお問合せください。

以上